

唐津市長 峰達郎から認可申請のあった唐津市営土地改良事業（農地耕作条件改善事業）黒岩地区の換地計画は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 4 において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により適当であると決定したので、同条第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に不服のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求を申し出ることができます。審査請求書は、令和 5 年 7 月 22 日までに佐賀県唐津農林事務所（郵便番号 847-0861 唐津市二夕子三丁目 1 番 5 号）に提出してください。

令和 5 年 6 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

唐津市営土地改良事業（農地耕作条件改善事業）黒岩地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 5 年 6 月 12 日から令和 5 年 7 月 7 日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所